

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：社員一人あたりの月平均残業時間を20時間以内とする

《実施時期・取組内容》

- 2022年4月～ 所定外労働時間の実態を把握する。
- 2022年4月～ 労働時間削減のため毎週水曜日にノー残業デイを実施。
管理職も含めた定時退社を推進することにより、仕事と家庭の両立できる雇用環境整備に務める。毎月部門ごとの達成率を報告する。
- 2022年4月～ 部門ごとの時間外労働時間を毎月集計し実態を把握する。
長時間労働削減の為、一覧を作成し情報共有（メール配信）を行う。
- 2022年4月～ 時差勤務等の柔軟な働き方を可能とする制度の検討および導入を通じ、所定外労働の減少を図る。

女性の活躍についての情報公表（2025年度実績）

■労働者に占める女性の割合

27.0%

■男女の平均勤続年数

男性	女性	全体
16年	11年	15年

■採用した労働者に占める女性労働者の割合

採用	男性	女性	割合
9名	5名	4名	44.5%

■年次有給休暇の平均取得日数

12.6日
